

更なる揺れ対策について

○ 経緯

- 1 東京電力福島第一原子力発電所事故発生直後の平成 23 年 3 月 15 日、知事から四国電力社長に対し、「国の基準を上回る追加安全対策(更なる揺れ対策)」の早期実施を要請。
- 2 同年 6 月 22 日、四国電力社長から、「基準地震動 570 ガルで設計されている伊方原発の耐震裕度を徹底検証し、2 倍程度に目標を設定して必要な対策を実施。これに伴い、概ね 1,000 ガル以上にも耐え得る施設とする。」旨の回答があった。
- 3 その後、平成 24 年 6 月 18 日、四国電力原子力本部長から「伊方 3 号機の耐震裕度 2 倍を確認した」旨の報告があり、平成 24 年 9 月 4 日、当時の伊方原子力発電所環境安全管理委員会及び技術専門部会に概要を報告。
- 4 平成 25 年 3 月 21 日、伊方原発環境安全管理委員会原子力安全専門部会において審議。

○ 主な論点 (委員意見)

- ・ 余裕を切り詰めて 2 倍にしているように見える
- ・ 耐震裕度の裕度という言葉の定義が曖昧
- ・ 評価方法の根拠や前提条件が不明

○ 県の考え方

- ・ 知事は、現状でも耐震安全性は確認されているが、福島第一原発事故を踏まえ、県民の一層の安心を図る観点から「自主的な更なる揺れ対策」を要請したもの。
- ・ これに対し、四国電力からは、安全上重要な設備などの実際の耐震安全性について概ね 2 倍 (1,000 ガル) 程度に目標を設定して対策を実施する旨の回答があったことから、この取組みについて、確認していくこととしている。